

公募型樹木等伐採 応募要領

応募する場合は、応募様式に加えて下記事項の内容を確認及び了承した上で応募ください。

※応募要領及び応募様式については、「4 応募方法」に記載の提出先においても配布しております。

1 公募日 令和7年11月6日

2 概要

(1) 名称 公募型樹木等伐採に伴う公募

(2) 場所

①茨城県那珂市額田東郷地先	(久慈川右岸 10.0km 付近)
②茨城県那珂市鹿島、瓜連地先	(久慈川右岸 17.5km 付近)
③茨城県常陸太田市松栄町地先	(久慈川左岸 19.0km 付近)
④茨城県常陸太田市花房～新地地先	(久慈川左岸 21.0km 付近)
⑤茨城県常陸大宮市宇留野～上岩瀬地先	(久慈川右岸 21.5km 付近)

※別紙の位置図参照

(3) 期間 許可の日※ から 令和8年2月27日(金)(採取期間)

※許可の日とは河川法に基づく許可を受けた日を指します。

(4) 概要

河川の副産物の採取については、河川法(昭和39年法律第167号以下「法律」という)第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第15条第1項に規定する竹木(以下「樹木」という)、あし及びかや等を対象に規定されています。

河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、刈草や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料、ほだ木等に利用されるなど、地域にとって有用な材となることから、樹木、芝草及び雑草(以下「樹木等」という。)に限定し、更なる有効活用の促進から民間の許可受け者(以下「選定者」という。)と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担した取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

3 公募への参加資格

(1) 個人による応募

①直近一年間の税を滞納している者ではないこと。

(2) 団体(企業)による応募

- ①応募様式の提出期限（令和7年12月4日（木））から選定結果の通知日（令和7年12月11日（木））までの期間に、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止を受けている者でないこと。
- ②公募期間中において、会社更正法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③直近一年間の税を滞納している者ではないこと。
- ④警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 応募方法

公募型樹木等採取試行申込み書及び応募様式の提出

提出方法：郵送又は持参とします。

提出先：

（郵送又は持参の場合）

国土交通省 常陸河川国道事務所 河川管理課 河川維持係
〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2
電話 029-240-4071

（持参の場合のみ）

- ・国土交通省 常陸河川国道事務所 久慈川下流出張所
〒313-0015 茨城県常陸太田市木崎一町700-1
電話 0294-72-4042
- ・国土交通省 常陸河川国道事務所 久慈川上流出張所
〒319-2263 茨城県常陸大宮市南町1104-2
電話 0295-52-0621

受付期間：令和7年11月6日（木）から 令和7年12月4日（木）

の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

郵送の場合は令和7年12月4日（木）17時15分必着。

5 選定の方法

応募書類をもとに、応募様式の記載内容を確認の上、選定します。

なお、応募者の採取希望面積の合計が伐採予定面積（445,000m²）を超える場合には、電話ヒアリングにより、採取希望面積を調整させて頂くことがあります。

また、伐採を希望する範囲が他の応募者と重複した場合にもヒアリング等により調整させて頂くことがあります。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがあります。

選定の結果は、令和7年12月11日（木）までに応募者全員へ通知します。

選定された応募者については河川法申請書と申請手続きに関する資料を送付しますので、手続きをお願いします。

なお、河川法申請書の様式については、本説明資料の末尾に添付していますので、参考にしてください。

河川法申請書の提出があった日から2～4週間後を目途に許可されます。

6 採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

（1）別紙の採取区域図の範囲とします。

（2）採取区域については、場所ごとに下記になります。

- ①真竹を主体とした竹林（目通しの周径は16cm程度）及び杉林（目通しの周径は96cm程度）です。
- ②真竹を主体とした竹林（目通しの周径は17cm程度）
- ③真竹を主体とした竹林（目通しの周径は17cm程度）
- ④篠竹を主体とした竹林（目通しの周径は7cm程度）
- ⑤真竹を主体とした竹林（目通しの周径は17.5cm程度）

7 採取時期

許可の日※～令和8年2月27日（金）

※許可の日とは河川法に基づく許可を受けた日を指します。

なお、常陸河川国道事務所と工程調整を図り実施するものとします。

8 採取に当たって実施すべき安全対策（清掃、交通整理等）の内容

- （1）堤防天端道路を通行・横断する際は、歩行者、自転車及び河川管理車両等を優先し、十分な安全確認を行って下さい。
- （2）作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- （3）作業においては、関係法令を遵守して下さい。

9 採取を実施する工程

伐採作業から搬出作業まで

10 作業環境

（1）進入路の幅員：場所ごとに下記になります。

- ①2.5m
- ②2.3m
- ③2.3m
- ④1.8m

⑤2. 5m

(2) 出 入 り 口：河川管理用通路

(3) 仮 置 き 場：無し

1 1 自損事故を起こした場合又は、河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

(1) 河川管理者が、河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から、平常時の巡視等において採取の実施状況を把握します。その結果に基づいて、必要に応じて選定者に適切な指導を行う場合があります。

(2) 選定者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は、刈草や伐木した樹木の搬出時に、周辺に迷惑をかけることがないように指導する場合があります。

(3) 採取は、選定者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は選定者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合があります。

(4) 河川管理施設に対する損害については、法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、法第67条に基づき当該原因者に対して、復旧に要する費用負担を求めることがあります。

(5) 河川管理者から指示があった場合には、採取を停止することもあります。

1 2 採取料徴収

今回は、採取料の徴収は行わないものとします。

1 3 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこととします。

1 4 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

許可条件が守られない場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

また、不法行為等の違反が確認された場合は、内容に応じた指導を行います。

1 5 説明会

応募要領に関する説明会は行わないものとします。

16 応募様式及び説明資料に対する質問方法

(1) 応募様式及び説明書に対する質問の提出

提出方法：質問する場合は、持参又はFAXにより提出して下さい。

質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号を記載して下さい。

なお、企業の場合は担当部署等の記載もして下さい。

提出先：

(持参またはFAXの場合)

国土交通省 常陸河川国道事務所 河川管理課 河川維持係

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

電話 029-240-4071

FAX 029-240-4087

(持参の場合のみ)

・国土交通省 常陸河川国道事務所 久慈川下流出張所

〒313-0015 茨城県常陸太田市木崎一町700-1

電話 0294-72-4042

・国土交通省 常陸河川国道事務所 久慈川上流出張所

〒319-2263 茨城県常陸大宮市南町1104-2

電話 0295-52-0621

受付期間：令和7年11月6日（木）から 令和7年11月28日（金）

の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(2) 質問に対する回答

回答方法：質問者の方へ電話による回答をすると共に、常陸河川国道事務所のホームページに掲載させていただきます。

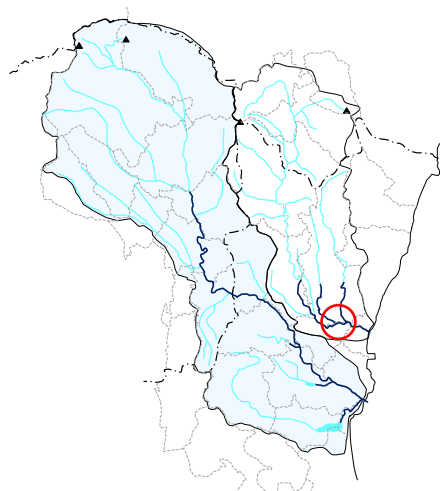
回答日：質問内容を取りまとめのうえ、令和7年12月3日（水）までに行います。

17 その他

選定後、提出された資料に虚偽の記載が判明した場合は、以降の公募において選定から除外する場合があります。

①茨城県那珂市額田東郷地先（久慈川右岸 10.0km 付近）

■ 位置図 ■



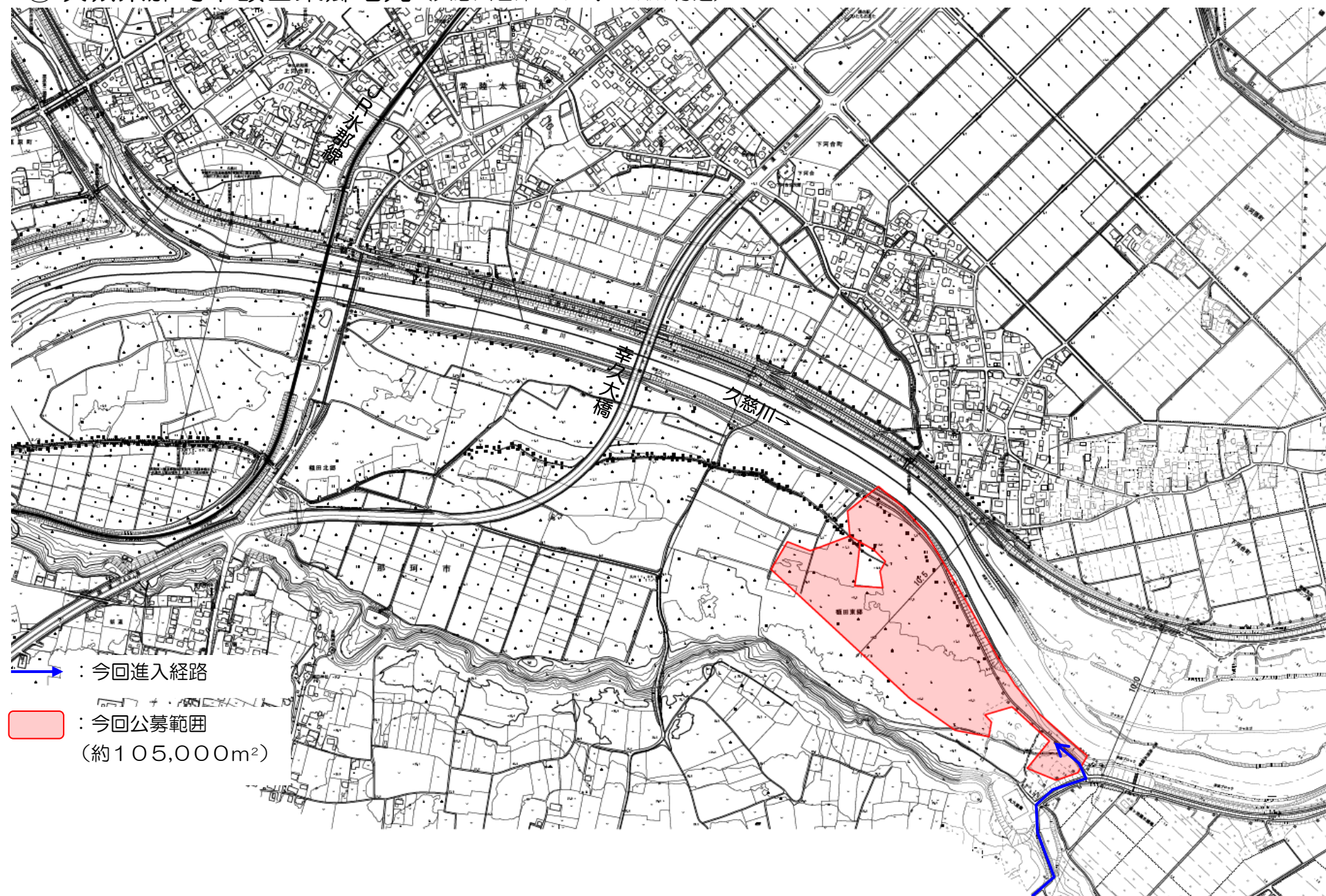
■ 採取区域図 ■



: 今回公募範囲
(約105,000m²)

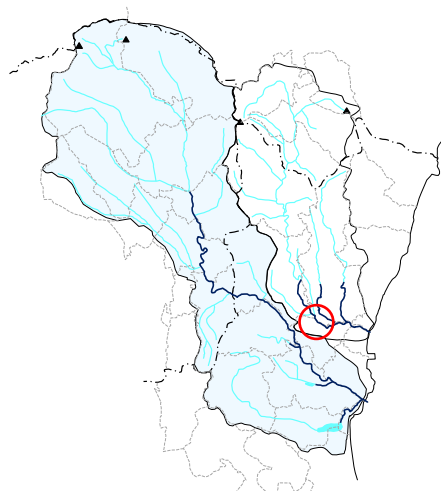


① 茨城県那珂市額田東郷地先 (久慈川右岸 10.0km 付近)



②茨城県那珂市鹿島、瓜連地先（久慈川右岸 17.5km 付近）

■ 位置図 ■



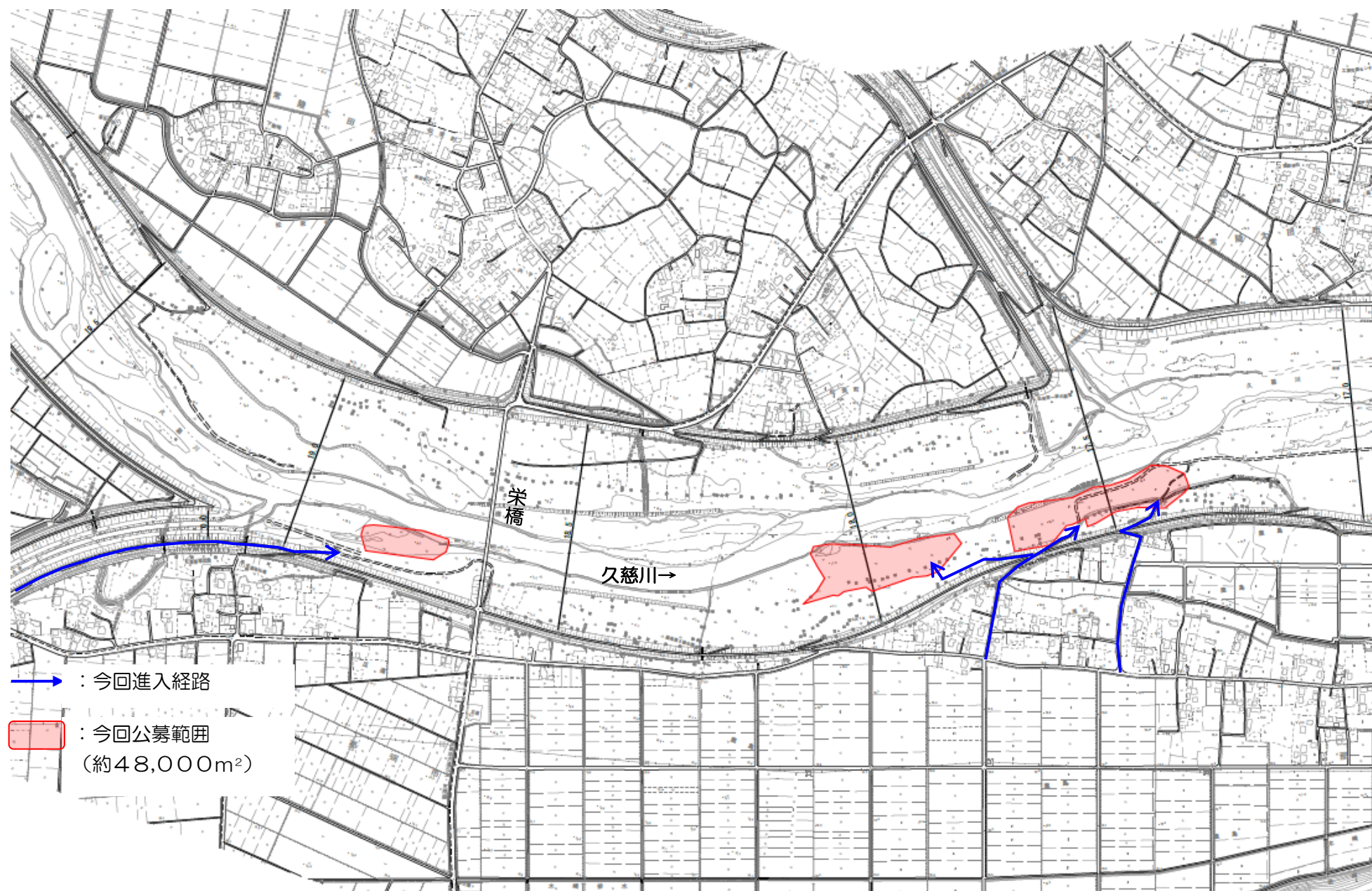
■ 採取区域図 ■



■ : 今回公募範囲
(約48,000m²)

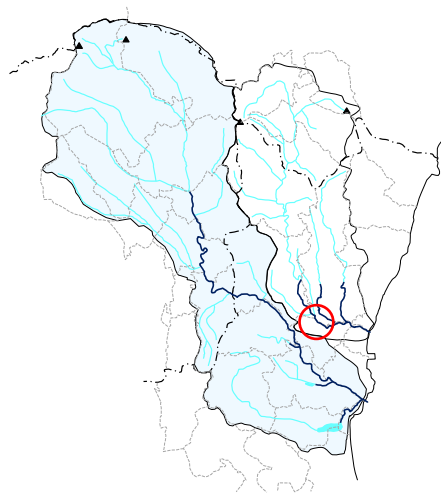
②茨城県那珂市鹿島、瓜連地先（久慈川右岸 17.5km 付近）

別 紙



③茨城県常陸太田市松栄町地先（久慈川左岸 19.0km 付近）

■ 位置図 ■



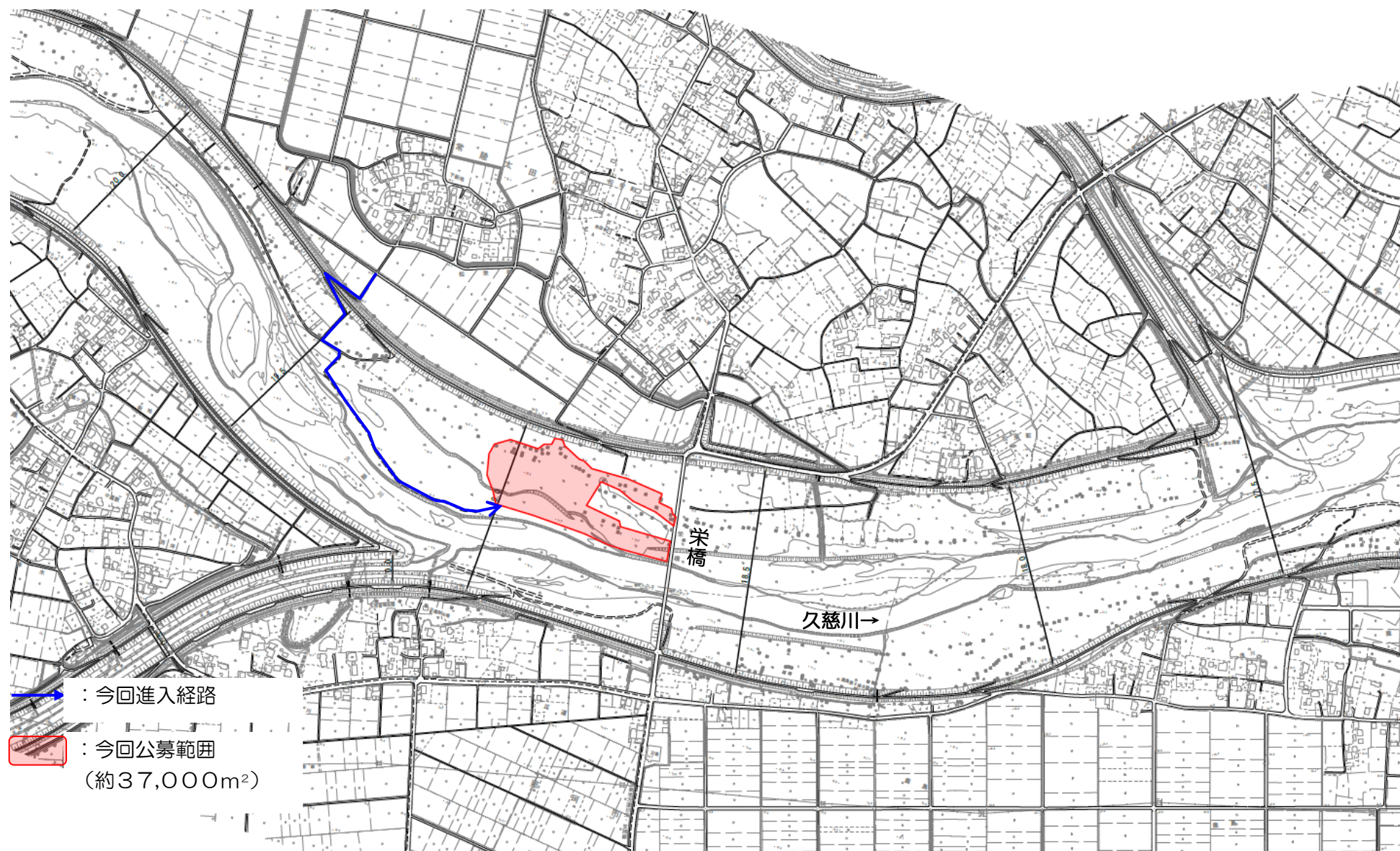
■ 採取区域図 ■



■ : 今回公募範囲
(約37,000m²)

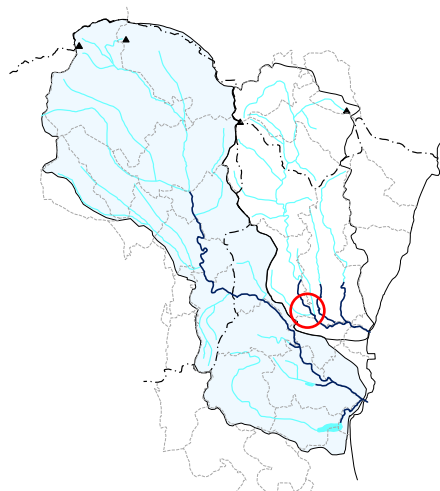
③茨城県常陸太田市松栄町地先（久慈川左岸 19.0km 付近）

別 紙



④茨城県常陸太田市花房～新地地先（久慈川左岸 21.0km 付近）

■ 位置図 ■



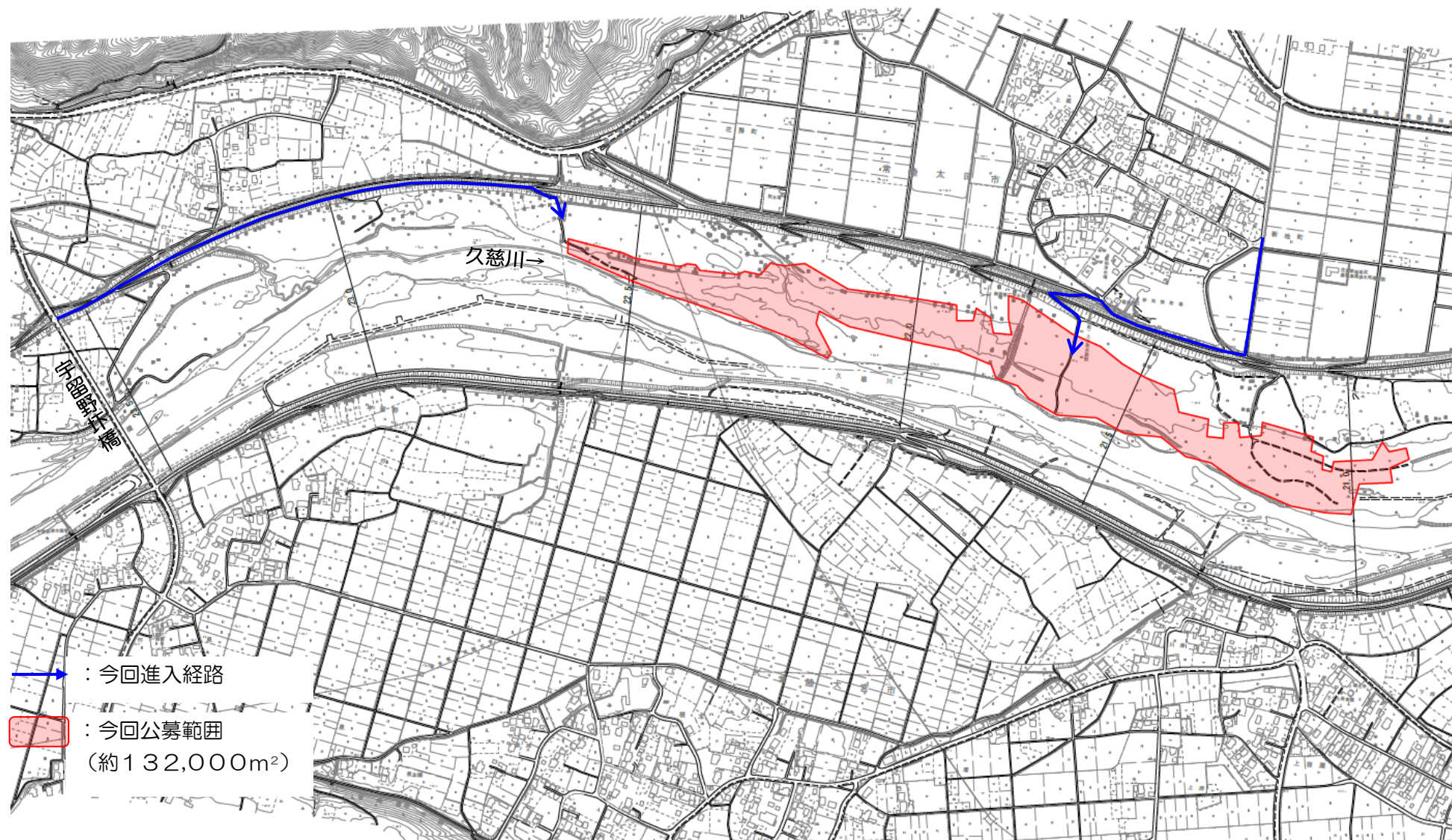
■ 採取区域図 ■



■ : 今回公募範囲
(約132,000m²)

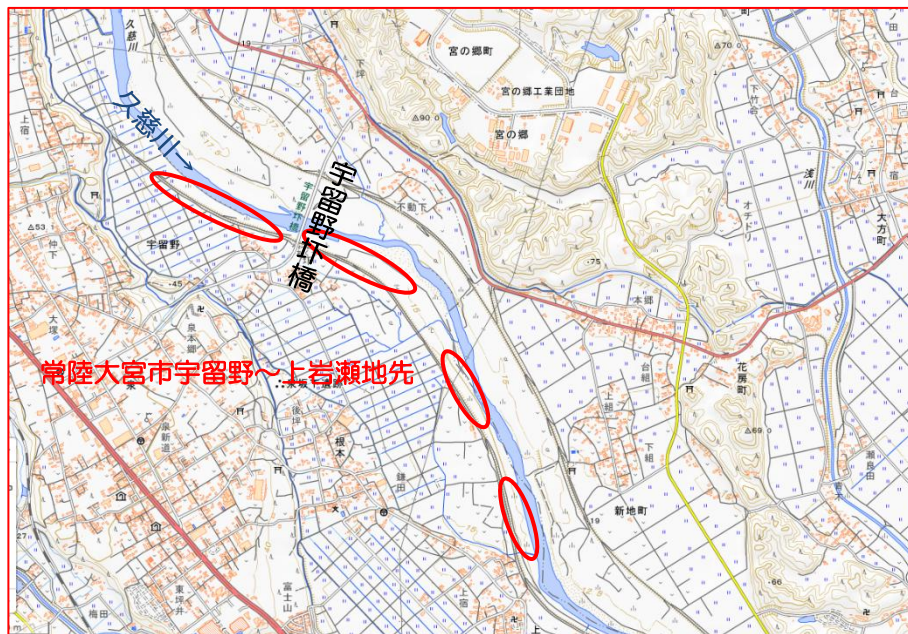
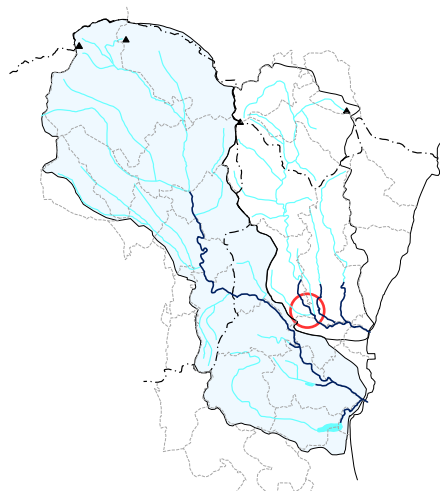
④茨城県常陸太田市花房～新地地先（久慈川左岸 21.0km 付近）

別 紙



⑤茨城県常陸大宮市宇留野～上岩瀬地先（久慈川右岸 21.5km 付近）

■ 位置図 ■



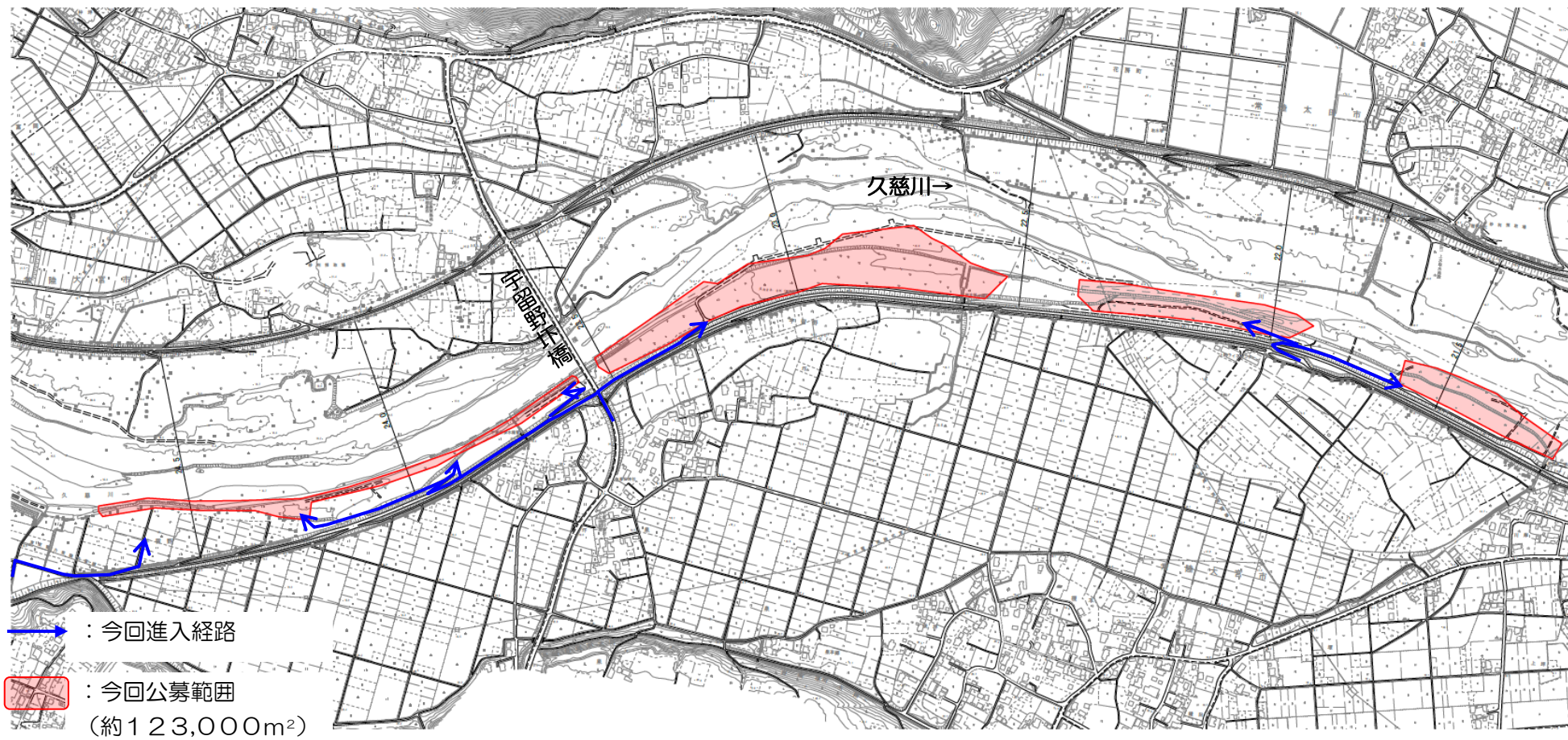
■ 採取区域図 ■



 : 今回公募範囲
 (約123,000m²)

⑤茨城県常陸大宮市宇留野～上岩瀬地先（久慈川右岸 21.5km 付近）

別 紙



応募様式

令和 年 月 日

関東地方整備局
常陸河川国道事務所長 様

応募者
住所 〒

氏名 印

電話番号：

メールアドレス：

令和 年 月 日付けで公募された、久慈川河川区域内の樹木伐採について応募します。
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1 採取を希望する河川産物の種類： 樹木等

2 採取を希望する河川産物の用途：

3 採取を希望する河川産物の場所： ○○市○○

4 採取を希望する面積： m²

5 採取に関する計画

作業予定期間： 月 日 ～ 月 日（のうち 日間）を予定
（ 時～ 時までの 時間を予定）

作業実施者： 1日当たり 人で実施予定

伐開・搬出方法： による伐開、 による搬出

6 安全対策等の実施の有無 ※実施する項目の□に全てし点を記入願います。

- ☐ 交通ルールを守り、堤防天端等を横断する時は細心の注意を払う。
- ☐ 道路に泥汚れ等を発生させた場合は、速やかに清掃するものとし、現場内は整理整頓に努める。
- ☐ 作業に当たっては、関係法令等を遵守する。
- ☐ その他留意するものがあれば記入（ ）

7 参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにし点を記入願います。

― 個人の方及び企業等の方 ―

- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。

― 企業等 ―

- ☐ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- ☐ 応募様式の提出期限（令和7年12月4日（木））から選定結果の通知日（令和7年12月11日（木））までの期間に、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止を受けている者ではない。
- ☐ 公募期間中において、会社更正法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

※ 以下、記載例（赤字箇所）です。

応募様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

関東地方整備局
常陸河川国道事務所長 様

応募者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名 〇〇 〇〇 印

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス：〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇

印鑑の押印を忘れずに
お願いいたします。

メールアドレスをお持ちでない場合は
空欄で大丈夫です。

令和7年11月6日付けで公募された、久慈川河川区域内の樹木伐採について応募します。
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

- 1 採取を希望する河川産物の種類： 樹木等
- 2 採取を希望する河川産物の用途： （例）薪、農業資材、木材加工 など
- 3 採取を希望する河川産物の場所： ①茨城県那珂市額田東郷地先

4 採取を希望する面積： 〇〇〇m²

採取を希望する場所の番号と地先名を
記載ください。複数箇所の記載可です。

5 採取に関する計画

申請手続きや天候等により不足する場合がありますので、
余裕を持った期間を記入してください。

作業予定期間： 〇〇月 〇〇日 ～ 〇〇月 〇〇日（のうち 〇〇日間）を予定
（〇〇時～ 〇〇時までの 〇〇時間を予定）

作業実施者： 1日当たり 〇人で実施予定

伐開・搬出方法： （例）チェーンソーによる伐開、 （例）2t軽トラックによる搬出

6 安全対策等の実施の有無 ※実施する項目の□に全てし点を記入願います。

- ☒ 交通ルールを守り、堤防天端等を横断する時は細心の注意を払う。
- ☒ 道路に泥汚れ等を発生させた場合は、速やかに清掃するものとし、現場内は整理整頓に努める。
- ☒ 作業に当たっては、関係法令等を遵守する。
- ☒ その他留意するものがあれば記入（ （例）特にありません など ）

7 参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにし点を記入願います。

— 個人の方及び企業等の方 —

- ☒ 直近1年間の税を滞納している者ではない。

— 企業等 —

- ☒ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- ☒ 応募様式の提出期限（令和7年12月4日（木））から選定結果の通知日（令和7年12月11日（木））までの期間に、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止を受けている者ではない。
- ☒ 公募期間中において、会社更正法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局長 様

申請者

住 所 茨城県〇〇市〇〇xxx-xx

氏 名 〇〇 〇〇 印

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(河川の産出物の採取)

- 1 河川の名称 久慈川水系 久慈川 ○岸 ○. ○km付近
- 2 採取の目的 ○○・○○などとして使用するため
- 3 採取の場所及び 茨城県○○市○○地先
採取に係る土地面積 ○○平方メートル
- 4 河川の産出物 樹木
の種類
- 5 採取の方法 ○○、○○による伐採
- 6 採取の期間 許可の日から

令和○年 ○月 ○日まで

工 事 着 手 届

令和 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所長 様

住 所 茨城県〇〇市〇〇xxx-xx
氏 名 〇〇 〇〇 ⑩

令和 年 月 日付け常占許第 号で許可を受けました樹木の伐採については、下記のとおり工事に着手しますので、許可条件第〇条の規定に基づきお届けします。

記

- 1 河川の名称 久慈川水系 久慈川 〇岸 〇. 〇km付近
- 2 目 的 河川の産出物（樹木）採取
- 3 場 所 茨城県〇〇市〇〇地先
- 4 工 期 令和 〇年 〇月 〇日から
平成 〇年 〇月 〇日まで
- 5 着手年月日 令和 年 月 日

工 事 完 成 届

令和 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所長 様

住 所 茨城県〇〇市〇〇xxx-xx

氏 名 〇〇 〇〇 ⑩

令和 年 月 日付け常占許第 号で許可を受けました樹木の伐採については、下記のとおり工事が完成しましたので許可条件第〇条の規定に基づき、工事完成検査をお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 河川の名称 | 久慈川水系 久慈川 〇岸 〇. 〇km付近 |
| 2 目 的 | 河川の産出物（樹木）採取 |
| 3 場 所 | 茨城県〇〇市〇〇地先 |
| 4 工 期 | 令和 〇年 〇月 〇日から
令和 〇年 〇月 〇日まで |
| 5 完成年月日 | 令和 年 月 日 |